

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度規則

(平成3年3月8日制定)
 (平成5年6月11日改正)
 (平成8年12月13日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成14年4月27日改正)
 (平成19年4月20日改正)
 (平成19年9月21日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成27年11月27日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成28年8月19日改正)
 (平成29年3月10日改正)
 (平成30年4月27日改正)
 (平成31年3月1日改正)

第1章 総則
(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波医学の進歩発展に伴い、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)が超音波検査の優れた技能を有する看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師を専門の検査士として認定し、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

2 前項において認定する専門の検査士は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(英文名「JSUM Registered Medical Sonographer」、略称「RMS」)(以下「検査士」という。)という。

(運営機関)

第2条 この制度の維持と運営には、定款第4条に基づき、公益社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会規程に定める超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という。)が当たる。

第2章 検査士の認定

(認定)

第3条 検査士の認定は臨床領域別に行う。

第4条 理事長は、本会が実施する検査士認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て検査士と認定し、認定証を交付する。

2 認定料は、5,000円とする。

(認定試験)

第5条 検査士認定試験は、毎年1回行う。

2 試験の実施要項は、ウェブサイト等に公示する。

第6条 本試験に関して不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、当該年度不合格とすることができる。また、その者について期間を定めて受験資格を停止することができる。

(受験資格)

第7条 検査士認定試験を受験する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

一 日本国の看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師のいずれかの免許を有し、当該免許保持者としての人格及び見識を備えていること。

二 当該年度の9月1日までに、3年以上継続して、本会会員(正会員、シニア会員、準会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。))のいずれかをいう。)、又は一般社団法人日本超音波検査学会(以下「検査学会」という。)の正会員であること。

(注1)

三 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医(以下「専門医」という)又は公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士(以下「指導検査士」という)によって推薦されること。

(申請)

第8条 検査士認定試験の受験を申請する者は、ウェブサイト等に公示する期間(以下「書類提出期間」という。)中に下記の書類を理事長に提出しなければならない。

一 検査士認定試験受験申込書

二 検査士認定試験個人票

三 顔写真(本会が指定するサイズ)

四 超音波検査実績及び同証明書

五 専門医又は指導検査士(消化器・泌尿器・産婦人科領域に限る)による推薦状

六 看護師免許証(写)、准看護師免許証(写)、臨床検査技師免許証(写)又は診療放射線技師免許証

(写)

七 検査学会の正会員の会員歴が受験資格に必要な者は、同会の発行する証明書

第9条 受験者は、次の各号に定める受験料を納付しなければならない。

一 本会会員 20,000円(検査学会の正会員で受験資格を満たす者が書類提出期間に入会した者は除く。)

二 検査学会の正会員(前号の者を除く。) 22,000円

2 既納の受験料は、いかなる理由があっても、返却しない。

第3章 検査士の資格の更新と喪失

(更新)

第10条 検査士は、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。ただし、複数領域の資格を取得している者は、最初に資格認定を受けた年から5年ごととする。

2 資格更新に関する規定は、別に定める。

(喪失)

第11条 検査士は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

- 一 検査士としての資格を辞退したとき。
- 二 資格更新の申請を行わなかったとき。
- 三 資格更新が認められなかったとき。
- 四 第7条第1号及び第2号に規定する条件を喪失したとき。

(取消し)

第12条 理事長は、検査士としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て検査士の資格を取消することができる。

第4章 補則

(諸規定)

第13条 この規則の施行についての諸規定は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成3年3月8日から施行する。
- 2 検査士制度の経過措置に関する規定は、別に定める。
- 3 昭和62年6月15日社団法人日本超音波医学会の設立以前における日本超音波医学会の会員として継続した期間は、第6条第2号の年数に通算する。

附 則

- 4 日本超音波検査学会は、平成7年4月1日付で日本超音波医学検査研究会から名称変更された。この規則の改正は、平成8年12月13日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成14年4月27日から施行し、平成14年3月1日より適用する。

附 則

この規則の改正は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

(注1) 第35回(平成31年度)までは「当該年度の12月31日まで」とし、第36回(平成32年度)検査士認定試験から「当該年度の9月1日まで」を適用する。

附 則

この規則の改正は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成31年3月1日から施行する。